音　響　試　験　料　金　表

（１．床衝撃音レベル低減量試験）

2025 年 4 月 1 日 現在

一般財団法人　日本建築総合試験所
Tel. 06-6872-0391（代）
06-6834-0603（直）

（消費税等(10%)を含む）

試　験　名	試験体の種類と大きさ	基本料金（円）	
		1 体 目	同時依頼2体目より
残響室による試験 （JIS A 1440-1,-2） （ISO 10140-3）	カーペット，敷物　（置敷き施工によるもの） 1.8×2.7m（または 0.5×0.6m×4 体）	220,000	181,500
	直張り防音フローリング，ＣＦシート 1.8×2.7m　（接着施工によるもの）	319,000	231,000
壁式構造実験室による試験 （JIS A 1440-1,-2 附属書）	乾式二重床，発泡プラスチック系床材 2.7×3.67m	363,000	308,000
床仕上げ構造に対する測定 （住宅品質確保促進法に基づく特別評価方法認定試験対応）	乾式二重床，発泡プラスチック系床材， 直張り防音フローリング 2.7×3.67m（加振点 8 箇所の場合） ［150 および 200mm 厚スラブ，2 体で 1 組］	792,000 （1 組目）	638,000 （2 組目）
	同上の試験体で軽量又は重量床衝撃音（1 衝撃源）のみを測定する場合	572,000 （1 組目）	462,000 （2 組目）
研究開発用支援測定　＊	打合せによる	音響施設 1 日当たり　242,000 9 時～17 時 15 分，オペレーター1 名付き 試験報告書は発行致しません。	

備考

１．上記試験料金には、＊印の項目を除き、試験報告書 1 部（電子発行）の代金を含みます。

２．上記試験料金は、軽量床衝撃音(タッピングマシン)および重量床衝撃音(バングマシン)の測定を含む料金です。
どちらか１衝撃源のみの場合には、上記金額より 77,000 円を減額致します。
（ただし，「床仕上げ構造に対する測定」の場合には、上表中の各料金となります。）

３．上記試験料金には、次の費用は含みません。
ａ．ゴムボール衝撃源による測定を追加する場合の費用（50,600 円）
ｂ．実験室の床版を入れ替える場合の費用（187,000 円）
ｃ．湿式工法・接着剤施工などの養生による施設占有料
ｄ．試験体を廃棄処分する場合の費用

４．試験体の施工・取り付けおよび撤去は、試験依頼者によるものとします。

音　響　試　験　料　金　表

（２．遮音試験・吸音率試験・ほか）

2025 年 4 月 1 日 現在

一般財団法人　日本建築総合試験所
Tel. 06-6872-0391（代）
06-6834-0603（直）

（消費税等(10%)を含む）

試　験　名	試験体の種類と大きさ	基本料金（円）		追加料金(円)
		1　体(組)	同時依頼 2 体目より	同一試験体1条件毎に
垂直入射吸音率測定 （ JIS A 1405 ）	多孔質材料、板状材料 φ29，99mm　各 1 体で 1 組	171,600	116,600	60,500
残響室法吸音率測定 （ JIS A 1409 ）	カーペット、椅 子 11.7～14.0 ㎡	279,400	257,400	135,300
	床組、天井、防音パネル 11.7～14.0 ㎡	300,300	267,300	135,300
音響透過損失測定 （ JIS A 1416 ） （ ISO 10140-2 ） （ ASTM E 90 ）	サッシ、ドア、シート 1.98×1.98 m	363,000	319,000	154,000
	壁体、パネル、大型サッシ 1.98×1.98～4.20×2.60m	418,000	366,300	187,000
	換気扇、小型サッシ 1.0×1.0m以下	451,000	341,000	170,500
	界　壁　(3 条件測定) 4.0×2.5 m	1,034,000	924,000	―
パワーレベル 測 定	設備機器、床の発生音など	275,000	242,000	121,000
現　場　測　定	室間音圧レベル差, 床衝撃音レベルなど	別途見積りによる		
研究開発支援測定　＊	打合せによる	音響施設 1 日当たり　242,000 9 時～17 時 15 分，オペレーター1 名付き 試験報告書は発行致しません。		

備考

１．上記試験料金には、＊印の項目を除き、試験報告書 1 部（電子発行）の代金を含みます。

２．上記試験料金には、次の費用は含みません。
　ａ．音響透過損失測定における開口部埋め戻し費用
　ｂ．所外の測定における宿泊費、交通費および機器運搬費
　ｃ．湿式工法・接着剤施工などの養生による施設占有料
　ｄ．試験体を廃棄処分する場合の費用

３．試験体の装着、撤去は試験依頼者によるものとします。